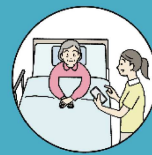


介護サービス事業所における ICT機器・ソフトウェア導入に 関する手引き Ver.2 概要版



※本手引きは厚生労働省「平成28年度居宅サービス事業所における業務効率化促進モデル事業」にて作成された手引きをもとに、令和3年度にVer.2として見直しを行いました。この概要版では、令和3年度に見直しを行った内容を中心に概要をご説明いたします。

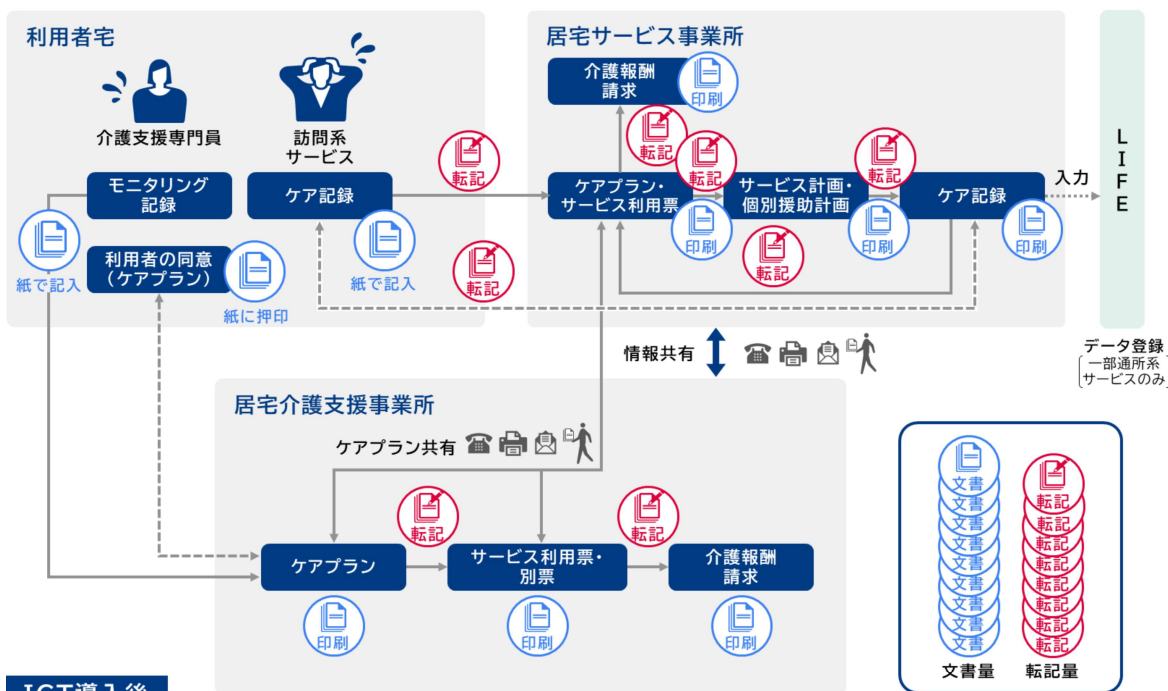
介護サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引き 概要版



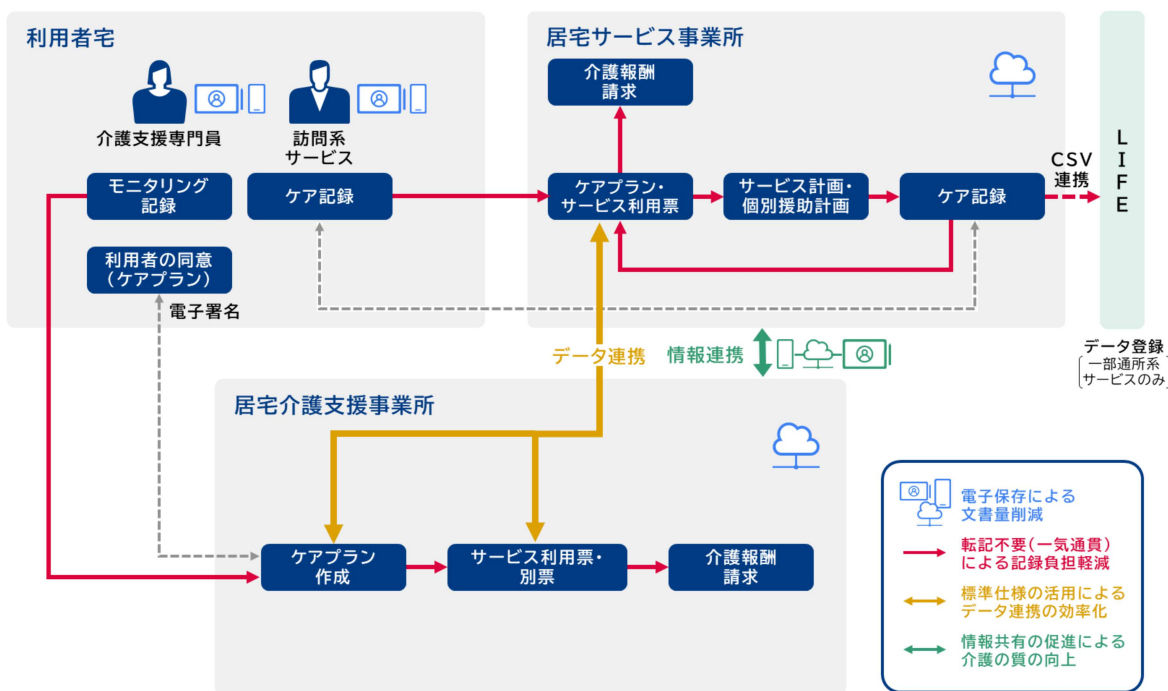
本手引きの紹介

- 本手引きは、介護サービス事業所を対象にしたICT機器・ソフトウェア導入のためのノウハウ・ポイントを整理し、介護サービスの事業者の皆様がICT機器・ソフトウェアの導入をする際の手がかりとなることを目的として作成しています。
- **ICT機器・ソフトウェアの導入は、介護サービスの提供現場における「生産性向上」のみならず「サービスの質向上」「利用者の満足度向上」にもつながる可能性を持っています。**
- ICT機器・ソフトウェアの導入によって実現できる生産性向上の全体像は、① **電子保存による文書量削減**、② **転記不要（一気通貫）による記録負担軽減**、③ **標準仕様の活用によるデータ連携の効率化**、④ **情報共有の促進による介護の質の向上**に分類することができます。

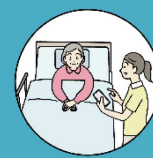
ICT導入前



ICT導入後



介護サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引き 概要版



ICT機器・ソフトウェアの導入の全体像の詳細

- 1 電子保存による文書量削減**
 - パソコンやタブレット等のICT機器、クラウドサービス等を使って各種文書を電子上で保存
 - ➡ **事業所内で保管すべき紙の量を削減**
- 2 転記不要（一気通貫）による記録負担軽減**
 - 介護記録入力、情報共有、報酬事務といった事務が転記不要（一気通貫）で作成できるICT機器やソフトウェアを利用
 - ➡ **記録の負担を軽減**
- 3 標準仕様の活用によるデータ連携の効率化**
 - 厚生労働省「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」（標準仕様）を実装したソフトウェアを導入
 - ➡ **ケアプランのデータ連携の効率化**
- 4 情報共有の促進による介護の質の向上**
 - 医療機関を含む多職種間で記録以外の日々の利用者に関する情報を共有するため、ICT機器・ソフトウェアを活用
 - ➡ **情報共有が促進され、利用者に対する介護の質が向上**

ICT機器・ソフトウェアの導入事例

- 本手引きでは、ICT機器・ソフトウェアを導入し、上記全体像の①～④に取り組んでいる事業所や地域の事例を紹介しています。
- さらに、手引き本文では、過去の実証事業をもとにした訪問介護や通所介護事業所における記録業務や報酬請求業務の効率化を図った事例（A～E法人）も紹介されています。

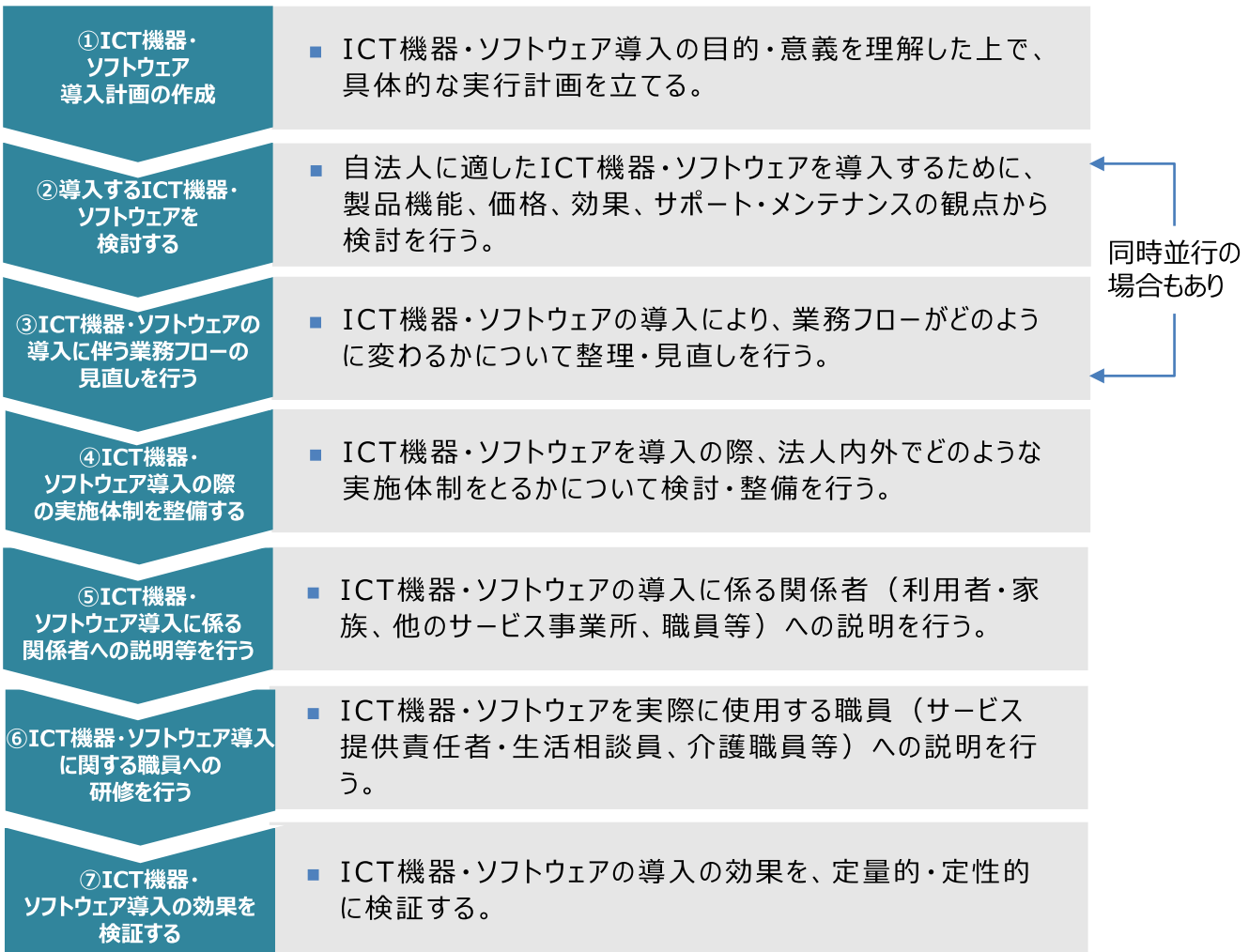
事例	サービス種類	該当テーマ	導入したICT機器・ソフトウェア	概要
F	・訪問看護	①・②	・タブレット端末 ・介護ソフト、バックオフィスソフト等のクラウドサービス型のソフトウェア	・紙の文書量を削減できたことで、 <u>保管場所を削減</u> ・計画書から日々の記録へ連携されたことで、 <u>日々の記録の作業自体も削減</u> ・職員は訪問の合間に記録作成が可能になり、 <u>残業時間が削減</u> など
G	・訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護	①・②	・デスクトップパソコン、ノートパソコンの他に、携帯電話、スマートフォンを導入	・職員はパソコンとタブレット端末、いずれでも記録が可能 ・管理者は介護ソフト上で随時、記録内容を確認 ・介護ソフトのクラウドで記録を電子保存 ・スマートフォンのチャットツールより、 <u>職員間で利用者の申し送り事項を円滑に共有</u>
H	・居宅介護支援	③	・介護ソフト（標準仕様を実装）	・同じ介護ソフトを使用している <u>他法人の事業所へ積極的に声をかけ、介護ソフト上でのケアプランのデータ連携を実施</u> ・データ共有を通じて、 <u>サービス提供票（実績）の内容をそのままデータで取り込むことができることで手間が削減</u>
I	・居宅介護支援	②・④	・パソコンや携帯電話、タブレット端末、転記不要（一気通貫）の介護ソフト ・医療介護情報共有システム	・医療介護情報共有システムを通じて <u>一度配信したことが全ての関係者へ伝達</u> ・医療介護情報システム上で <u>医療的な助言をもらえる体制を構築</u>
J	・地域（都道府県医師会による医療介護連携）	④	・医療介護情報共有システム	・医療機関や介護支援専門員以外の、 <u>ホームヘルパー等、利用者に関わる全員に声掛け</u> ・情報を送る側と見る側、 <u>いずれも時間的拘束がなく、自由にやり取りが可能</u>

介護サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引き 概要版



ICT機器・ソフトウェアの導入プロセスを検討する際に含める視点

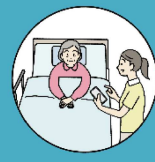
- 実際にICT機器・ソフトウェアをの導入するにあたっては、まず導入計画の作成が必要です。
- 導入計画の作成にあたっては、以下の視点で考えると良いです。
 - ✓ 導入する対象事業所の選定（法人内のどの事業所に導入するか）
 - ✓ 導入スケジュールの作成（どのようなプロセスに沿って導入するか）
- 特に、**導入スケジュールの作成の際に考えられる導入プロセスについては、以下の視点をもとに検討することができます。**
- 導入計画作成～本格導入に向けては、各法人の状況によるものの、**少なくとも半年～1年程度の時間を見込むことが望ましい**と言えます。
- また、関係者（利用者・家族、他のサービス事業所、職員等）へのICT機器・ソフトウェアの理解を促すために、**①～⑥までの導入準備を終えた後に試行期間を設定することが推奨**されます。



生産性向上のためのICT機器・ソフトウェアの導入

上記のICT機器・ソフトウェアの導入は、**生産性向上のための改善活動の取組の一部として行われるものであることが望ましい**です。
(参考) 厚生労働省 介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン

介護サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引き 概要版



個人情報ガイドライン・ガイダンスや医療情報ガイドラインの遵守について

- 介護事業者が、個人情報等の適切な管理が出来ていなかったことにより、情報を漏えいさせた場合には、**個人情報保護法等の罰則があるだけでなく、事業管理者・経営者としての様々な責任が問われます**。主な介護事業者の業務上の責任は以下のとおりです。
- 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成29年4月14日通知、同年5月30日適用、令和4年3月1日改正）（「個人情報ガイダンス」という。）に示されているとおり、**介護サービス事業所は多数の利用者やその家族について他人が容易には知り得ないような個人情報を詳細に知りうる立場にあり、個人情報の適切な取扱いが求められています**。

管理責任

- 介護事業所で扱う介護情報システムの運用を管理する責任（介護サービス利用者の個人情報保護の請負事業者への監督責任を含む）

経営責任

- 介護事業所の継続及び発展のために、事業基盤の安定化や関係者の信頼を獲得するなどの経営責任

説明責任

- 実際のサービス状況に応じて適切な個人情報管理やセキュリティ対策を実施し、必要な場合は利用者や親族及び関係者に説明する責任

法的な責任

- 個人情報保護法の遵守
- 法定保存文書を紙文書ではなく電子化して保存する場合のe-文書法の遵守
- 不正競争防止法の遵守

事業管理者・経営者の責任

- さらに、**医療機関等及び医療情報を取り扱う介護関係事業者において、医療情報システムを導入したり、診療情報の外部保存を行う場合には、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.2版」（令和4年3月31日医政発第0331第50号）**によることとし、各医療機関等において運営及び委託等の取扱いについて安全性が確保されるよう規程を定め、実施するものとしています。
- 医療情報ガイドラインについては、近年の情報セキュリティの動向を踏まえ、今後も改訂が重ねられるため、厚生労働省ホームページ等から常に最新のガイドラインを確認するようにしましょう。

医療情報ガイドライン 第5.2版の主な内容

3章 本ガイドラインの対象システム及び対象情報

介護事業における対象となる文書等の情報を明示

その情報の取り扱いについて参照

7章 電子保存の要求事項について

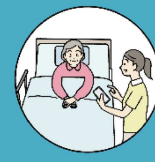
8章 診療録及び診療諸記録を外部に保存する際の基準

9章 診療録等をスキャナ等により電子化して保存する場合について

6章 医療情報システムの基本的な安全管理

ICT製品・ソフトウェアの機能と関連する項目でかつ最低限遵守が求められる項目を紹介

介護サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引き 概要版



ICT導入支援事業のご紹介

- 厚生労働省では、ICTを活用した介護サービス事業所の業務効率化を通じて、職員の負担軽減を図ることを目的に、**地域医療介護総合確保基金**により、**記録業務、情報共有業務、請求業務を一気通貫で行うことができる介護ソフトやタブレット端末の導入を支援**しています。
- ICT導入支援事業は都道府県が主体となって実施されています。**申請を行う場合、詳細は都道府県のホームページ等により最新状況を確認してください。**

介護分野における ICTの活用について

介護ソフト

請求業務等、介護サービス施設・事業所での業務を支援するソフトウェア。
【具体的な活用例】

- 利用者情報の管理
- アセスメント記録の作成・管理
- 具体的なサービス内容の記録
- 事業所内外での情報共有
- ケアプランの管理
- 介護報酬請求
- その他の業務支援（シフト表作成、計算書類作成、給与管理等）

必要な情報通信機器等



期待する効果

○記録業務の例

- 利用者情報の管理
- アセスメント記録
- ケアプランの管理
- サービス内容記録
- 介護報酬請求
- ...

※複数の介護ソフトの組み合わせにより実現する場合もあり得る。

①各記録で共通な項目が転記不要となる環境の実現

【具体的な効果例】

- 転記による事務負担軽減
- 記録時間の削減
- 転記誤りの削減
- 心理的負担の軽減
- データ管理による文書量削減

②事業所内外の情報共有の円滑化

【具体的な効果例】

- 事業所内の申し合わせの効率化
- 事業所間のケアプランのデータ連携



拡充

地域医療介護総合確保基金を利用したICT導入支援事業

令和4年度予算：地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137.4億円の内数

- 目的…ICTを活用した介護サービス事業所の業務効率化を通じて、職員の負担軽減を図る。
- 実施主体…都道府県

補助対象

- 介護ソフト…記録、情報共有、請求業務で転記が不要であるもの、ケアプラン連携標準仕様、をインストールしているもの（標準仕様の対象サービス種別の場合。各仕様への対応に伴うアップデートも含む）
- 情報端末…タブレット端末、スマートフォン端末、インカム等
- 通信環境機器等…Wi-Fiルーター等
- その他…運用経費（クラウド利用料、サポート費、研修費、他事業所からの照会対応経費、バックオフィスソフト（勤怠管理、シフト管理等）等）

※令和2年度（補助予算以降の拡充分（下線部以外）は令和5年度までの実施

補助要件

- LIFEによる情報収集・フィードバックに協力
- 他事業所からの照会に対応
- 導入計画の作成、導入効果報告（2年間）
- IPAが実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」または「★二つ星」のいずれかを宣言等

補助上限額等

- 事業所規模（職員数）に応じて設定
- 1～10人 100万円
 - 11～20人 160万円
 - 21～30人 200万円
 - 31人～ 260万円

補助割合

- 一定の要件を満たす場合は、3/4を下限に都道府県の裁量により設定
- それ以外の場合は、1/2を下限に都道府県の裁量により設定



※ケアプランデータ連携システム…令和2年度第三次補正予算により国民中央会に構築中

補助割合が3/4となる要件…以下のいずれかを満たすこと

- 事業所間でケアプランのデータ連携で負担軽減を実現
- LIFEの「CSV連携仕様」をインストールした介護ソフトで実際にデータ登録を実施等
- ICT導入計画で文書量を半減（R4年度拡充）
- ケアプランデータ連携システムの利用（R4年度拡充）

